

お知らせ

2024年1月31日、解体車から生じた自動車用発炎筒を無許可で大量に倉庫に保管していた疑いで、警視庁が自動車買取販売会社を書類送検した旨の報道がありました。報道によると解体した車に備え付けられていた発炎筒を集め、インターネットのオークションサイトで販売していたということです。

自動車用発炎筒は道路運送車両の保安基準第43条の二で装着が義務付けられ、運転中に発生した故障、事故等の緊急事態を第三者に伝えるための非常信号用具です。

貯蔵につきましては、自動車用発炎筒はがん具煙火の扱いとなりますが、無許可で火気・盗難等の心配のない安全な場所に貯蔵できるのは火薬量として25kg（自動車用発炎筒として約300本）となっています。（火薬類取締法施行規則第十五条（火薬庫外に貯蔵できる火薬類）規則第十五条の表）

万が一にも、無許可での大量保管、用途外使用をすることがないように、また廃発炎筒につきましては適正に処分していただけますようお願い申し上げます。

2024年2月1日
日本保安炎筒工業会